

奈良県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、辨之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所			
理事	吉川 利雄	葛城市辨之庄二一九―四	
〃	田仲 祥悟	〃 〃 三一七	
〃	和田 清鷹	〃 北道穂二―二	
〃	寺本 佳照	〃 辨之庄一八五	
〃	小山 英敏	〃 〃 二八五	
〃	本條 博	〃 〃 一〇二―四	
〃	弓場 祥司	〃 〃 三二一	
監事	吉村 孝芳	〃 〃 三〇七	
〃	小山 泰敏	〃 〃 三〇九	
〃	小山 佳伸	〃 〃 二四六―三	
二 就任役員の役名、氏名及び住所			
理事	小山 廣隆	葛城市辨之庄一七五―三	
〃	弓場 進	〃 〃 三二五―六	
〃	弓場 祥司	〃 〃 三二一	
〃	小山 泰敏	〃 〃 三〇九	
〃	坂田 嘉嗣	〃 〃 二八三	
〃	本條 博	〃 〃 一〇二―四	
〃	寺本 佳照	〃 〃 一八五	
監事	吉村 孝芳	〃 〃 三〇七	
〃	吉川 利雄	〃 〃 二一九―四	
〃	小山 佳伸	〃 〃 二四六―三	